

審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 抱 条 項：第31条の23において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：